

令和8年度 日進市放課後児童クラブ 利用調整基準指数表

番号	認定基準	保護者の状況		基準指数	父	母	
		細 目					
1・2	就労	居宅外(内)勤務・自営等	正社員・契約社員 パート・派遣社員 ※自営の中心者	月15時間以上勤務 (参考:月20日以上、7時間45分以上)	10		
				月120時間以上勤務 (参考:月20日以上、6時間以上)	9		
				月96時間以上勤務 (参考:月16日以上、6時間以上)	8		
				月64時間以上勤務 (参考:月16日以上、4時間以上)	6		
			自営の専従者	月120時間以上勤務 (参考:月20日以上、6時間以上)	8		
				月96時間以上勤務 (参考:月16日以上、6時間以上)	7		
				月64時間以上勤務 (参考:月16日以上、4時間以上)	6		
			自営協力者・内職	月120時間以上勤務 (参考:月20日以上、6時間以上)	7		
				月96時間以上勤務 (参考:月16日以上、6時間以上)	6		
				月64時間以上勤務 (参考:月16日以上、4時間以上)	5		
その他	月64時間未満勤務	2					
3	疾病・障害	疾病	寝たきりもしくは感染症等により医師に養育が不可能と診断された場合	10			
			精神障害等で医師に養育が不可能と診断された場合	8			
			入院	月16日以上を要する場合	10		
			通院	月16以上の通院が必要な場合	8		
			入院・通院	月16日未満の入院・通院が必要な場合	2		
			障害者	1・2級またはA判定、B判定	10		
		3級またはC判定	9				
		4級以下	7				
4	介護	病院等付添	月16日以上の付添い看護	配偶者・子 その他の親族	9		
			月16日未満の付添い看護	配偶者・子・その他の親族	2		
		自宅療養	常時観察と介護を要する場合 (寝たきり者等)	配偶者・子 その他の親族	10		
			寝たきり者以外付添い・身体障害者の看護	配偶者・子	8		
				その他の親族	6		
			5	就学	就学・技能習得のため養育ができない場合	月120時間以上(参考:月20日以上、6時間以上)	9
月64時間以上(参考:月16日以上、4時間以上)	6						
月64時間未満	2						

\* 基準指数については、すべての保護者のうち指数の低い方を基準として指数を決定する。  
 \* 表中「子」については、申込児童以外の子が対象となる。  
 \* 日進市放課後子ども総合プラン実施に関する事務取扱要綱第3条1項に該当するものの児童については指数にかかわらず優先して登録するものとする。

指数の低い方の保護者で審査

調整指数

番号	内 容		調整指数	該当
1	父又は母が1級・2級又はA判定の障害者で常時観察と介護を要する場合		5	
2	学年	1年生	4	
		2年生	2	
		3年生	1	
3	就労時間・日数の実績不足		-1	
4	同居の親族その他の者(令和8年度4月1日現在で18歳以上65歳未満・兄弟除く)が上記の5点以上の事由がない場合		-2	

指数が一番低い保護者の点数  + 調整指数合計  =

同点の場合の優先順位

番号	内 容	情報
1	学年の低い児童	年 <input type="text"/> ※学年を記入
2	両親と生活を共にしておらず、その他親族等に養育されている状況の児童	
3	母子または父子世帯(単身赴任と認められる場合等を含む)	
4	適用された保護者等の基準指数(調整指数を加えない指数)が高い児童	
5	複数の保護者等の基準指数(調整指数を加えない指数)の合計をその保護者等の人数で割った基準指数が高い児童	
6	抽選による	1: <input type="text"/> 2: <input type="text"/>

保護者全員の基準指数の合計  ÷ 保護者人数  =